



CCSBT-CC12/1710/12

Development of an Updated Three-Year Compliance Action Plan (2018 – 2020) 新たな3年間の行動計画（2018-2020年）の策定

Introduction 序論

The CCSBT Compliance Plan supports the CCSBT Strategic Plan. It consists of five parts: CCSBT 遵守計画は、CCSBT 戦略計画を支持するものである。遵守計画は以下に掲げる5つのパートから構成されている。

- Goals and Strategies, ゴール及び戦略
- Compliance Principles, 遵守に関する原則
- Roles and Responsibilities, 役割及び責任
- Plan implementation and review, and a 計画実施及びレビュー
- Three -Year Compliance Action Plan (CAP)¹. 3年間の行動計画（CAP）¹

The current CAP applies for the 2015 to 2017 years inclusive, and now needs to be updated to cover the next three-year period.

現行のCAPは2015-2017年を対象とするものであり、今後3年間をカバーするために計画をアップデートする時期となっている。

Background 背景

The Eleventh meeting of the Compliance Committee (CC11) tasked the Secretariat with developing a draft CAP for 2018 to 2020. CC11 also reviewed and agreed a set of revised perceived compliance risks², as well as several specific action items that are to be included within the 2018 – 2020 CAP.

第11回遵守委員会会合（CC11）は、事務局に対し、2018年から2020年を対象とするCAP案を作成する任務を課したところである。またCC11は、認識されている遵守リスクのリストを改定²するとともに、2018-2020年のCAPに取り入れるべき具体的な行動事項についてレビューを行い、これに合意した。

In addition, the Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG12) requested the Compliance Committee to consider ways to effectively monitor seabird mitigation measures, and made two suggestions with regard to this³. A draft action item has been added into the CAP to address ERSWG12's request.

さらに、第12回生態学的関連種作業部会（ERSWG12）は、遵守委員会に対し、海鳥混獲緩和措置を効果的にモニタリングする方法について検討するよう要請し、本件に関する二つの提案を行った³。ERSWG12による要請に対応するため、CAP案にこれに関する行動事項案を追加した。

¹ Appendix 1 of the Compliance Plan 遵守計画別添1

² Refer to paragraph 54 of CC11's Meeting Report CC11 会合報告書パラグラフ54を参照

³ Refer to paragraphs 144 and 145 of ERSWG12's Meeting Report ERSWG12 会合報告書パラグラフ144を参照

Draft CAP for 2018 – 2020

2018 - 2020 年の CAP 案

As requested, the Secretariat has drafted a proposed CAP for 2018 – 2020 in consultation with the CC Chair that includes:

事務局は、要請を踏まえ、CC 議長との協議の下、以下を含める形で 2018 - 2020 年の CAP 案を作成した。

- the set of revised compliance risks agreed by CC11²
CC 11 において合意された、一連の改定された遵守リスク²
- these have been added to the introductory section of the CAP noting that none of the changes to the introductory section have been tracked so as to enhance readability;
これらの事項は CAP の導入セクションに追記した。なお、読みやすさを重視し、導入セクションの修正は見消しとはしていない。
- several specific action items agreed by CC11⁴;
CC 11 において合意された、いくつかの具体的な行動事項⁴
- an action item to address ERSWG12's request to the CC³; and
ERSWG 12 から CC に対する要請³に対応するための行動事項
- other proposed action items for either specific project or regular maintenance work - many of which have been carried forward from the current CAP.
特別プロジェクト又は定期的な維持管理作業のいずれかに関するその他の行動事項案。大部分は現行 CAP から引き継がれたものである。

The draft proposed CAP for 2018 to 2020 is provided at **Attachment A** for Members' consideration. A copy of the current three-year CAP for 2015 to 2017 is provided at **Attachment B** for reference purposes.

メンバーによる検討に付するため、2018 年から 2020 年までの CAP 案を別紙 **A** に示した。参考までに、現行の 2015 年から 2017 年に関する 3 年間の CAP を別紙 **B** に示した。

Throughout **Attachments A** and **B**, references to Members include Cooperating Non-Members (CNMs) of the Extended Commission (EC).

別紙 **A** 及び別紙 **B** のいずれにおいても、「メンバー」との文言には拡大委員会 (EC) の協力的非加盟国 (CNM) が含まれる。

Members are invited to consider and review the attached proposed draft CAP for the 2018 – 2020 period.

メンバーは、2018 - 2020 年の CAP 案について検討及びレビューを行うよう要請されている。

⁴ Refer to paragraphs 49, 52 and 55 of CC11's meeting report CC11 会合報告書パラグラフ 49、52 及び 55 を参照

CAP Formatting Changes

CAP のフォーマットの変更

The proposed draft 2018- 2020 CAP at **Attachment A** is formatted differently from previous years, with the main changes being:

別紙 A に示した 2018 - 2020 年 CAP 案では過去のものからフォーマットを変更しており、主な変更点は以下のとおりである。

- The compliance risks in the introductory section of the plan have been numbered to allow them to be easily referenced (the numbering does not reflect priority);
参照を容易にするため、計画の導入セクションにおける遵守リスクに番号を付した（番号は優先順位を示すものではない）。
- The Action Plan has been split into two separate tables:
行動計画を二つの別々の表に分割した。
the first table lists specific project action items for which defined time-frames have been proposed, while the second table lists ongoing annual ‘maintenance’ items for which there is no need to define a specific timeframe (hence the year columns have been removed); and
表のうちの一つは、具体的なスケジュールが提案されている特定のプロジェクトにかかる行動事項である。もう一つの表では、具体的なスケジュールを定める必要がない、継続的な毎年の「維持管理」事項を列記している（よって、「年」の欄が削除されている）。
- The ‘Compliance Plan Strategy Number’ has been removed, and a revised, more generic action item number has been retained.
「戦略計画戦略 No.」を削除及び修正し、より包括的な行動事項番号とした。

In addition, the Secretariat has included two comments columns which note:

さらに事務局は、以下について記載する二つのコメント欄を追加した。

- the origin of action items, and
当該行動事項の起源
- any relevant paragraph references in the CC11 and ERSWG12 reports, or other useful background information.
CC11 及び ERSWG 12 会合報告書の関連参照パラグラフ、又はその他の有益な背景情報

It is intended that these two comments columns are for information purposes only and will be removed from the final agreed CAP.

これら二つのコメント欄は参考情報を提供することのみを目的とするものであり、合意される CAP の最終版からは削除する予定である。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

別添 1. 3 年間の行動計画 (2018-2020 年)

(別添 1 : 第 24 回委員会年次会合 (2017 年 10 月 12 日) において改正された 3 年間の行動計画)

この計画は、2018 - 2020 年の 3 年間における遵守上の各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010 年 10 月の拡大委員会 (EC) は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。

CC 11 は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20 年の遵守行動計画 (CAP) を策定する際に考慮されるべき改定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDS の非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBT の合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT 死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対する SBT 死亡量 (遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量) の不完全な計上
- 4) 転載 (港内及び洋上の両方) に伴うリスク (製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する (SBT の種同定を含む) 転載オブザーバーにかかる制約を含む)
- 5) 別魚種 (SBT 以外の魚種) として水揚げされる SBT
- 6) 非協力的非加盟国 (NCNM) による SBT の漁獲
- 7) CCSBT の CDS 文書の提出に協力しない SBT 市場の拡大
- 8) SBT 以外の種 (海鳥を含む) の混獲にかかる不完全又は不正確な報告

次ページ以降の表 1 中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

表 1 : CAP プロジェクト行動事項

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り							状況	追加的コメント
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
戦略計画 戦略No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020		
8.2 MCS戦略を策定 し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCSの計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。	メンバー	継続			前計画からの継続 及びアップデート	
	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局				新規	2014年以降、遵守計画（行動計画除く）は改正されていない。計画及びその戦略のアップデートが必要かどうかについて検討する時期である。
8.3 遵守を強化する (MCS制度及び業務)	3a	a)人によるオブザーバー活動を補完するため、標準的なCCSBT電子的観察技術の導入を検討する。	メンバー				前計画からの継続 及びアップデート	CC11報告書パラ44、45、55、133（6ポツ） ERSWG12報告書パラ126、153
	3b	b)「a」の成果を踏まえ、これらの技術の実施計画を策定する。	メンバー/ 事務局				新規	
	4a	CDS決議に関して、 a)CDS決議改正案（2016年）における未解決の課題について、2017年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの課題が解決されなかった場合は、2016年の決議改正案を否決するかどうかについて検討するとともに、合意済みの修正部分（及び／又は追加的な提案）を特定し、これを新たなCDS決議改正案に取り入れるかどうかについて決定する。	メンバー				アップデート	CC 11報告書パラ70を参照
	4b	b)CDS決議に関する将来的な作業の優先順位、特にCCSBTとしてeCDSの導入を希望するかどうか、希望する場合はそのスケジュールについて決定し、これを文書化する。	メンバー				新規	eCDSの費用対効果の高くかつ効率的な実施を促進するためのCDS決議の改正は、以前に期待していたような十分な進捗が為されていない。

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き) 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する							状況	追加的コメント
戦略計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020		
8.3 遵守を強化する (MCS制度及び業務) (続き)	5a	VMS情報に関して、 a)既存のCCSBT保存管理措置を強化するために必要となるCCSBTのVMS取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS及び転載データを含む) に対してVMSデータを突き合わせる能力など、情報のギャップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局				新規	CC11報告書パラ78及び133 (8ポツ)
	5b	b)上記a)により特定された情報のギャップに対応するためにメンバーのVMSデータが利用可能となるよう適切なVMS取決めを決定し、これを導入するとともに、CCSBTのVMS決議のレビューを行い、適切にこれを改正する。	メンバー/ 事務局				新規	CC11報告書パラ49、78及び133 (8ポツ)。 パラ49 (1ポツ) は、合意されたい行動事項を以下の文言のとおり明記している: 「CCSBTの2006年及び2008年のVMS決議をレビューすること」。この文言については、事務局が2017年に二つのVMS決議の統合を提案していることを踏まえ、文言を微修正した上でb)の末尾に置いた。
	6a	以下のCCSBT決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局				新規	同決議のパラ31の規定のとおり2018年までに同決議のレビューが行われていない場合は、CAPに含める。
	6b	b)CCSBTのIUU船舶リスト決議 (特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局				新規	CC11報告書パラ55。他のまぐろ類RFMOのIUU船舶リストに掲載されたIUU船舶の相互掲載にかかる原則、クライテリア及び手続の採択を進めていくことについては、Kobe IIIで合意された勧告でもある。
	7	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション (港内検査の実施時を含む) を検討する。	メンバー				新規	ERSWG12報告書パラ144-145
8.7 調査及び開発	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者がSBT (特に一次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及びツール (特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況) に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー				前計画からの継続及びアップデート	CC11報告書パラ79-80

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する							状況	追加的コメント
戦略計画 戦略No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020		
9.1 メンバーの制度及びプロセスを監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー (QARs) を実施するための総合プログラムを策定し導入する。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。 a) 全メンバーに対する最初のQARラウンドが完了するまで、各年に最低1カ国のQARを実施する。	メンバー/ 事務局				前計画からの継続及びアップデート	
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地QARラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QARプロセスを継続するかどうかについて決定する。	メンバー				新規	
	9c	c) QARを新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QARの付託事項を適切にレビューし改正する。 - 将来のQARにおいて評価されるべきCCSBT措置 - 将来におけるQAR総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った特別なQARの実施が必要かどうかを決定する。	メンバー/ 事務局				新規	
9.2 是正措置及び改善	10	特定された非遵守事例 (全世界のSBTのTACに関するもの以外) 及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局				新規 CC11報告書パラ62	

* 「対象を絞った」QARは、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念がある場合であって、当該メンバーが対象を絞った特別なQARに参加するよう指名された場合に実施することができる。

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 10 - 途上国支援							状況	追加的コメント
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。								
戦略計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020		
10.1 委員会の要件 を実施する途 上国への支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー／事務局	要請に応じて			新規	2018-2020年CAPに本事項を追加することに合意したCC11報告書パラ49を反映して追加

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する				状況	追加的コメント
戦略計画 戦略No.	事項 番号	優先行動	責任		
8.1 合意されたMCS 措置を実行 する	12	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局	新規	
	13a	以下を管理・強化する。	事務局	前計画からの継続	
		a) 合意済みの保存管理措置のリスト			
	13b	b) 策定済みの最低履行要件 (MPRs)、特に既存の決議が改正された場合における所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する決議) に関する新たなMPRの策定	事務局	前計画からの継続 及びアップデート	b)については、(2015-2017年CAPの) 事項8.1.2と統合した。
	13c	c) メンバーが義務及び合意されたMPRsに対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局	前計画からの継続	
14	履行報告制度を実施する (事務局による措置の遵守及びCCSBT措置の運用に関する報告)	事務局	前計画からの継続 及びアップデート		
8.3 遵守を強化する (MCS制度 及び業務)	15	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局	前計画からの継続 及びアップデート	

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (継続)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き)				状況	追加的コメント
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する					
戦略計画 戦略No.	事項 番号	優先行動	責任		
8.4 SBT市場の拡大 を監視する	16	SBTの新市場に関する定期的なモニタリング (SBT貿易/市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー/ 事務局	前計画からの継続 及びアップデート	利用し得る情報ソースを限定することのないよう、本事項については前計画よりも包括的な書きぶりとした。
8.5 遵守に関する データを共有 する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及びIUU漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報/機密情報を共有する。	メンバー/必要 に応じて事務局	前計画からの継続 及びアップデート	
8.6 事務局による MCS業務	18	MCSデータを分析し傾向を報告する (毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS措置の有効性にかかる評価を報告する。 こうした分析には、SBT以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー/ 事務局	前計画からの継続 及びアップデート	
	19	WCPFCのROP転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーがCCSBTの義務についての訓練を受けていることを確保する (SBTを含む転載である場合)。	事務局	前計画からの継続 及びアップデート	

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (継続)

ゴール9 – メンバーの義務				状況	追加的コメント
全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する					
戦略計画 戦略No.	事項 番号	優先行動	責任		
9.2 是正措置及び 改善	20	CCSBTウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界のSBTのTACにかかるメンバー／CNMの国別配分量に関する非遵守事例、及び関連するメンバー／CNMによってとられた是正措置の詳細をアップデートする。	事務局	新規	CC11報告書パラ61
ゴール10 – 途上国支援				状況	追加的コメント
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。					
戦略計画 戦略No.	事項 番号	優先行動	責任		
10.1 (i)	21	MCS制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継続する。	メンバー／ 事務局	前計画からの継続 及びアップデート	この行動事項は、CC11報告書 パラ52において合意された文 言を反映する形でアップデー トされている。
ゴール11 – CCSBTへの参加				状況	追加的コメント
寄港国及び市場国がCCSBTの目的及び管理取決めに協力するよう要請する。					
戦略計画 戦略No.	事項 番号	優先行動	責任		
11.1 包括的な協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報（例えばIUU漁業に関する証拠）を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー／ 事務局	前計画からの継続 及びアップデート	
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー／ 事務局	前計画からの継続	

別添 1. 3年間の行動計画（2015-2017年）

この計画は、2015－2017年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2014年4月のCCWG3におけるメンバーからのフィードバックに基づき、以下の追加的な遵守リスクが特定された。

- 管理方式下でのSBT資源の再建に特に関連する遊漁及び混獲にかかる情報のギャップ。
- いくつかのメンバーにおける、適切な遵守措置のための予算確保が制限される可能性がある財政上の制約。
- 発展途上国における限界。
- メンバーの国策。

表中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

ゴール8－監視、管理及び取締り						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (i)	8.1 合意され たMCS 措置 を実行する	8.1.1	以下を管理・強化する。			
			a) 合意済みの保存管理措置のリスト			
			b) 策定済みの最低履行要件（MPRs）、特に所定の報告措置			
		8.1.2	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告テンプレート			
			必要に応じて追加的な最低履行要件を策定及び採択する。			
			a) 転載			
			b) 許可措置－2.1 許可畜養場記録、2.2 許可船舶記録、2.3 許可運搬船記録			
			c) MCS 措置－CCSBT IUU 船舶リスト			
			d) MCS 措置－寄港国措置			
			e) 科学的措置－4.1 科学オブザーバー計画規範			
8.1.3	f) ERS 関連措置－5.2 ERS に関する勧告					
	g) MCS 措置－3.2 VMS					
		8.1.3	履行報告制度を実施する（事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関する報告）。これには、メンバーからの履行報告書の検討が含まれる。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (ii)	8.2 MCS 戦略 を策定し実行 する	8.2.1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。			
		8.2.2	漁業セクターに対する不必要な遵守上の費用及び政府の行政コストを削減するため、措置及び義務をレビュー及び合理化する。 （事項 8.2.1、8.3.1 及び 8.3.3 に記載された作業はフォロー及び/又は遵守しなければならない）			
		8.2.3	全ての CCSBT の遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した/失効しているものを特定する。特定された全ての問題を是正する適切な行動（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）をとる。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iii):	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)	8.3.1	a) i) 伝統的な人によるオブザーバー計画を補完する電子的観察技術の費用対効果を調査する／利用試験を行う。			
			ii) a) i)の分析結果を踏まえ、電子的観察技術の導入を検討する。			
			b) CCSBT の漁獲証明制度 (CDS)、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理をより完全なものにする、及び/又は効率を改善するための制度/プロセス (特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点) を精査するための研究を実施する。可能な限り、これらを他の RFMO の制度及びプロセスに調和させることを探求する。			
		8.3.2	漁業部門ごと (例えば商業的 (EEZ はえ縄、公海はえ縄、まき網、その他) 及び非商業的 (沿岸零細、遊漁、その他)) の漁獲量モニタリングにかかる合意された最低要件を策定し、導入する。			
		8.3.3	a) eCDS の開発及び導入を促進するため、他の RFMO との CDS 制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、適当な場合は CCSBT CDS 決議をレビュー及び改正する。			
			b) CCSBT CDS のレビューの結果を踏まえ、eCDS を導入する。			

8.1 (iii): 続き	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務) 続き	8.3.4	a) CCSBT 寄港国措置を完成し導入する。			
			b) 更新した転載措置を完成し導入する。			
		8.3.5	メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守を調査することができるようにするため、他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。			
		8.3.6	転載決議の全ての修正を踏まえて IOTC 及び ICCAT との既存の MOU をレビューするとともに、WCPFC との転載 MOU を策定する。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iv)	8.4 SBT 市場 の拡大を監視 する	8.4.1	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング（SBT 貿易データのレビュー及び、CCSBT のメンバー又は CNM となっていない国及び／又は事務局の GTA 購読契約に含まれていない可能性がある国間の SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプション（NGO からの情報を含む）の探索等）			
8.1 (v)	8.5 遵守に関 するデータを 共有する	8.5.1	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び非メンバー国の漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報／機密情報を共有する。			
8.1 (vi)	8.6 事務局に よる MCS 業 務	8.6.1	MCS データを分析し傾向を報告する（毎年）。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。			
		8.6.2	全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。			
		8.6.3	公開されている市場データの傾向分析を行う。			
	8.7 調査及び 開発	8.7.1	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT（特に一次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及びツールに関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。			

ゴール9－メンバーの義務						
全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
9.1 (i)	9.1 メンバー の制度及びプ ロセスを監査 する	9.1.1	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムを策定し導入する（例えば、各年ごとに合計2件のQARを実施）。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。各年に最低1カ国のQARを完了させる。			
		9.1.2	監査報告書を受領し、監査結果を検討し、個々のメンバーとともに、QAR勧告が対応されているかどうかを確認するためのフォローアップを行う。			
9.1 (ii)	9.2 是正措置 及び改善		現時点で予定されている作業はない。			

ゴール10：途上国支援						
途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
10.1 (i)	10.1 遵守支援	10.1.1	i) インドネシアに最良の支援が行われるよう、支援の対象とする分野の特定にQARの結果を利用する。その後、特定された分野において、MCS上の支援を提供する。 ii) インドネシアを支援するための市場メカニズムの活用を探求する。			
		10.1.2	MCS制度のベストプラクティスの特定及び共有を継続する。			

ゴール11 : CCSBT への参加 寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。						
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
11.2	11.1 包括的な 協力	11.1.1	協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を (貿易及び市場分析並びにメンバーから提供される全ての情報を用 いて) 特定する。			
		11.1.2	当該国を委員会に通報する。			
		11.1.3	SBT の IUU 漁業に関する組織的な監視及び取締り体制を調査・構 築し、可能であれば導入する。			